

新潟県 CLT 等普及協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、新潟県 CLT 等普及協議会(以下「協議会」という。) という。

(事務局)

第2条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

協議会の事務局は、新潟市西区曾和 521-3 新潟県森林組合連合会内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、新潟県産材の新たな需要拡大を図るため、CLT 等の新たな木構造用建築材料の普及を促進するとともに、県内の林業・木材関連産業、設計・建設関連産業の関係機関の連携協力体制を構築することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、協議会は次の事業を行う。

- (1) CLT 等による「木構造」の普及促進
- (2) 素材等の供給体制構築の検討
- (3) CLT 等による県産材を使った木造建築物の建設の検討
- (4) 需要拡大での新潟県及び市町村、各種関連団体との連携協力
- (5) その他事業目的達成のために必要な事業

第3章 組 織

(会 員)

第5条 協議会は、県内に営業所を置く、林業・木材関連団体、設計・建設関連団体とその会員及び賛助会員で構成する。

2 協議会が認めた者

(入 会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会

の承認を得るものとする。

(退 会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。会長は役員会に報告する。

(役 員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 10名以内

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。また、欠員のために補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の報酬は、無給とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。
- 5 幹事は、協議会事業の運営に係る実務を行う。

(顧問・オブザーバー)

第10条 協議会は顧問・オブザーバーを置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 オブザーバーは、協議会が行う事業について、技術的な助言を行う。
- 5 オブザーバーは、協議会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会 議)

第 11 条 会議は、総会、役員会、幹事会とする。

2 この協議会に、専門部会又は部会をおくことができる。

3 専門部会又は部会の規約は、会長が別に定める。

(総 会)

第 12 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定、並びに事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(2) 役員の選任に関すること。

(3) 規約の変更等に関すること。

(4) その他協議会の運営に関し、役員会が必要と認めること。

(役員会)

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 協議会事業の運営に関すること。

(2) その他会長が必要と認めたこと。

(幹事会)

3 幹事会は、第 4 条の事業を行うため、次の事項を議決する。

(1) 協議会事業の運営に係る実務に関すること。

(2) その他会長が必要と認めたこと。

(召 集)

第 13 条 会議は、会長が召集する。

(議 長)

第 14 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 15 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会には、代理出席を認める。

(議 決)

第 16 条 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 2 緊急を要する場合等、総会の招集ができないときは、書面による表決を求めることができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第 17 条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(会 費)

第 18 条 総会に於いて当該の会費について定める。

- 2 途中入会した者については、月割で徴収する。
- 3 途中退会した者の会費については、返金しないものとする。

(事業年度)

第 19 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 20 条 協議会は、第 3 条の目的が達成された場合等において、総会の議決により解散する。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 協議会の解散後における必要な事務処理及び残余資産等については、新潟県森林組合連合会が引き継ぐものとする。

附 則

- (1) この規約は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。
- (2) 協議会の設立当初の事業年度は、第 19 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。